

香芝市下水道事業経営戦略

令和7年2月

奈良県香芝市

香芝市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 奈良県香芝市

事 業 名 : 香芝市下水道事業(公共下水道事業)

策 定 日 : 令和 7 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度(36年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	平成30年4月1日より 法適化(全部適用) ただし、令和7年4月1日より一部適用予定
処理区域内人口密度	70.7(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	流域関連公共下水道事業(2処理区)		
処理場数	市単独の処理場は持たず、奈良県が管理する大和川上流・宇陀川流域下水道における2箇所へ接続して終末処理を行っている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業開始時より処理場を持たず全て流域下水道に接続している。 平成29年度に香芝市公共下水道事業計画における区域拡大の変更を行い、流域関連公共下水道として事業を実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般排水(一般家庭等): 132円/m ³ (消費税10%を含む) 従量制料金を採用している。資産維持費は加算していない。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般排水(公衆浴場): 77円/m ³ (消費税10%を含む) 中間排水: 187円/m ³ (消費税10%を含む) ・中間排水: 工場やその他の事業場からの汚水排水量が1ヵ月300m ³ を超え、750m ³ 以下の部分 特定排水: 242円/m ³ (消費税10%を含む) ・特定排水: 工場やその他の事業場からの汚水排水量が1ヵ月750m ³ を超える部分 累進従量制料金を採用している。資産維持費は加算していない。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	水質使用料 生物化学的酸素要求量: 12円/m ³ ~138円/m ³ 浮遊物質量: 17円/m ³ ~175円/m ³ ・水質使用料: 特定排水のうち一定の水質基準を上回るものに対する使用料 水質に応じ従量制料金を採用している。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,640 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,721 円
	令和4年度	2,640 円		令和4年度	2,721 円
	令和5年度	2,640 円		令和5年度	2,728 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業の職員数は11名である。
事業運営組織	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">上下水道部</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> 下水道課 業務課 </div> </div> <p>※平成30年度4月1日より下水道事業に公営企業法を全部適用しており、その際に水道事業と組織統合を行った。 ただし、令和7年4月1日より水道事業広域統合により分離し、下水道事業は市長部局と統合予定</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	官民連携活用に向けてウォーターPPPについて検討を行う。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別添資料「経営比較分析表」を参照

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予想及び、過去の人口増加実績をもとに将来人口を推計し、各年度の新規投資による普及拡大の影響を考慮し算定している。
計画期間中の市内人口は減少を見込みつつ、普及拡大により普及人口の増加を見込んでいる。

(2) 有収水量の予測

処理区域内人口及び水洗化率から水洗化人口を予測し、一人あたりの使用水量見込を乗じて推計している。
人口減少による有収水量の減少と普及及び接続に伴う有収水量の増加を見込んでいる。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の見込に対し、料金改定をふまえて使用料単価見込を乗じ算定している。
人口減少と普及拡大の差し引きにより普及人口の微増を見込むことから、有収水量が増加し、使用料収入の増加を見込んでいる。

(4) 施設の見通し

処理施設は有していない。
管渠については現在管渠の維持と普及拡大のため新規投資を見込んでいる。

(5) 組織の見通し

現在水道事業との組織・事務統合を行っているが、令和7年4月より水道事業が広域化により組織分離することによって事務の増加が見込まれるが、公営企業法の適用状況を一部に変更することにより市長部局と組織を統合し事務の効率化を図る。

3. 経営の基本方針

安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する

・整備を促進し公共下水道処理人口の増加を目指す。

・啓発活動を行い、水洗化率の向上を目指す。

・今後予想される施設の老朽化に対応すべく、計画的かつ効率的な下水道施設の維持管理を行う。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	国土交通省が推奨している新技術(クイックプロジェクト)の積極的な採用や資機材単価の特別調査を実施することで事業費の抑制を図る。 未普及地域の整備に向けて新規投資を行う。 令和16年度末普及率84%(令和5年度末 77.9%)
-----	--

<ul style="list-style-type: none"> ・管渠の建設・更新に関する事項: 普及拡大については、物価上昇を考慮しつつ、国の下水道事業における10年概成の方針により、補助金の交付が引き続き見込まれる期間中に重点的な整備を行うことを見込んでいる。 改築更新については、ストックマネジメント計画に基づく点検を進め、法定耐用年数ではなく、長寿命化による施設の延命や実情に応じた改築更新を行うことを見込んでいる。 ・流域下水道建設負担金に関する事項: 建設負担金については、平均値で見込み、物価上昇を考慮している。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	国の補助金に関する動向に注視し、国庫補助金を最大限活用する。 きめ細やかな啓発活動に取り組み、水洗化率の向上を図り、有収水量を増加させることで使用料収入の確保を行う。 料金水準の見直しを行い、経費回収率の向上を図る。 令和16年度末経費回収率90%(令和5年度84.3%)
-----	---

<ul style="list-style-type: none"> ・使用料収入の見直しに関する事項 今後の水洗化人口増加に伴う有収水量の増加及び人口減少による減を見込んでいる。 経費回収率の向上を図り料金水準の改定を見込んでいる。 ・企業債に関する事項 建設改良及び流域下水道建設負担金による企業債の発行額は、事業計画を基に計上している。 また、資本費平準化債の発行額は、資金収支バランスを考慮して赤字が発生しない水準の発行を見込んでいる。 ・補助金に関する事項 建設改良に係る補助金については、普及拡大について補助が継続されると見込まれる間は実績と同水準で見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費に関する事項 水道事業広域化による事務分割による増員を見込んでいる。 ・修繕費に関する事項 令和5年度の決算額を基に、物価上昇及び普及拡大を考慮した必要所要額を見込んでいる。 ・委託費に関する事項 令和5年度の決算額を基に、物価上昇及び普及拡大の影響を考慮して委託料等の増加を見込んでいる。 ・負担金に関する事項 流域下水道維持管理負担金は普及拡大の影響を考慮し増加を見込んでいる。 不明水対策を進め管路及び処理場への負荷を軽減し維持管理費の低減を図っている。 一般会計等との事務統合を進め負担金等の削減を図っている。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	事業の実施は国庫補助金の動向に左右されるため、国が公表している未普及対策、地震対策、ストックマネジメント計画の各通信簿において高得点を獲得することや事業を繰越なく完了させることにより、安定的な国庫補助金の確保に努め事業費の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	ウォーターPPPに係る経費、効果は見込んでいない。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	基本料金や資産維持費などの料金体系等に係る検討については見込んでいない。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	国庫補助金に係る制度変更やアクションプランの延長に係る動向については見込んでいない。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	ウォーターPPPや包括的民間委託等を行ううえでの効率化、費用対効果等を十分に精査しながら、導入について検討していく。
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	定期的な点検・調査による異常の早期発見と修繕に努め、経費削減に努める。
委託費に関する事項	委託可能な業務を整理・検討し、経費の削減・業務の効率化に努める。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間であるが、「経営戦略策定ガイドライン」(総務省)では、その推進にあたり毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3年から5年に一度見直し(ローリング)を行う必要があるとされている。 経費回収率向上に向けたロードマップの推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行う。 また、少なくとも5年に一度、下水道使用料改定の必要性について検討するなどして下水道事業の持続可能性の確認を行う。また、「計画(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－見直し(Action)」を導入し、目標の達成状況等の確認や、改善策及び使用料改定の水準にかかる検証を行い、その内容について住民及び利用者、議会へ公表する。
---------------------	---

経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示す。

経費回収率向上に向け、下水道使用料の検証を行った結果、市が今後も国庫補助を受け続けるためには下水道使用料の改定が必要になることが見込まれた。

今後、令和11年度までの料金改定を目途に検討を行っていく予定である。

また、毎年度、計画数値と決算を比較することでどの程度乖離が生じているかを把握し、重要指標による評価を行って経営の適切性について検証を行う。

（1）経営戦略の目標

本市の下水道事業が将来にわたり持続的・安定的な汚水処理サービスを提供し続けていくべく、財政状況を健全に保ちながら、計画的な投資を進めるために、計画期間中の経営目標を以下のとおり設定する。

指標等	令和5年度 (実績)	令和11年度 (目標)	令和16年度 (目標)
投資に関する目標設定			
普及率 (%)	77.90%	81%	84%
今後も引き続き計画的な下水道整備を進めることにより、下水道普及率の向上（処理区域内人口の増加）による下水道使用料収入の増加を図る。			
財政に関する目標設定			
経常収支比率 (%)	109.03%	100%以上	100%以上
経費回収率 (%)	84.36%	85%以上	90%以上
経常収支比率を引き続き100%以上を維持する。また、下水道普及率の向上による下水道使用料収入の増加のほか、経費削減の取組み、下水道使用料の改定等によって、経費回収率の改善を図る。			

（2）経営戦略の事後検証

経営戦略の計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間であるが、「経営戦略策定ガイドライン」（総務省）では、その推進にあたり毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3年から5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があるとされている。

（3）経費回収率向上に向けたロードマップの推進と点検、進捗管理の方法

経費回収率向上に向けたロードマップの推進のため、毎年度、目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行う。

また、少なくとも5年に一度、下水道使用料改定の必要性について検討するなどして下水道事業の持続可能性の確認を行う。また、「計画（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況等の確認や、改善策及び使用料改定の水準にかかる検証を行い、その内容について住民及び利用者、議会へ公表する。

(4) 経費回収率向上に向けたロードマップ

区分	実施時期	概要	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
経営戦略の改定													改定
経費回収率向上に向けたロードマップの改定			決定					改定					改定
施策													
ヒト	若手職員の指導育成(OJT)	職員研修や指導育成により職員の経営意識改革を行い、財務マネジメント力を向上させることにより経費回収率向上に繋げる	継続										
	ストックマネジメント計画に基づいた点検読本等の推進	ストックマネジメント計画に基づく、点検修繕を行うことで、施設全体のライフサイクルコストの低減を図る	継続										
モノ	不特定対策によるコスト削減	不特定対策を行うことにより下水道処理に係る費用を削減し、流域下水道維持管理負担金の削減に繋がる	継続										
	未着及対策事業	整備計画に基づき優先順位をつけて整備することで、効果的に供用開始区域を拡大し、収入増に繋げる。	継続										
	ウォーターPPPの導入可能性検討	ウォーターPPPの導入可能性を調査し、維持管理コストの低減を図る。		検討									
	一般会計との組織統合による事務効率化	下水道事業の公営企業法の適用状況を全部適用から一部適用に変更して組織を市長部局に統合することにより組織をスリム化し、事務経費の効率化を図る		検討									
カネ	誘導促進(次法化率向上)による使用料収入の増加	毎年、普及促進員を配置し継続して次法化率向上に取組んでおり、今後も継続する	継続										
	下水道使用料の改定	R10年度までに料金改定の検討を行い、審判の計画期間内である令和16年度までに改定を行う。											検討

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度		前年度	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(決算)	(決算)											
収益的	1. 営業収益	722,236	707,812	709,612	710,957	735,487	741,908	805,084	814,627	825,190	831,330	839,654	899,654	900,840
	(1) 受託工事収益	662,779	648,769	648,971	648,971	663,710	669,041	730,694	738,390	747,176	751,856	758,554	818,074	818,074
	(2) その他	59,457	59,043	60,641	61,986	71,777	72,867	74,370	74,370	76,237	78,014	79,474	81,100	82,766
収益的	2. 営業外収益	775,753	794,485	805,380	819,541	711,037	713,600	709,392	688,104	690,375	684,665	654,821	659,203	659,203
	(1) 補助金	279,652	275,748	290,859	301,031	274,300	274,599	274,978	275,453	276,036	276,721	277,533	278,414	278,414
	(2) その他	268,187	264,283	279,394	289,566	262,835	263,134	263,513	263,988	264,571	265,256	266,068	266,949	266,949
収益的	3. 長期前受金の収入	496,024	508,711	514,499	518,491	436,719	438,984	434,397	412,635	414,323	407,928	377,272	380,773	380,773
	(1) 収入	1,497,989	1,492,297	1,514,992	1,530,498	1,446,524	1,455,508	1,514,456	1,502,731	1,515,565	1,515,565	1,494,475	1,560,043	1,560,043
	(2) 費用	1,258,816	1,278,937	1,285,131	1,300,587	1,317,406	1,329,096	1,337,713	1,330,725	1,346,809	1,349,987	1,331,333	1,347,153	1,347,153
収益的	4. 職員給与	38,922	40,677	48,073	48,698	49,331	49,973	50,622	51,280	51,947	52,622	53,307	54,000	54,000
	(1) 基本給	18,748	20,241	27,371	27,727	28,087	28,453	28,822	29,197	29,577	29,961	30,352	30,746	30,746
	(2) 退職給付	2,818	2,855	2,929	2,929	2,967	3,006	3,045	3,085	3,125	3,165	3,207	3,248	3,248
支出	5. その他	17,356	17,582	17,810	18,042	18,276	18,514	18,755	18,998	19,245	19,496	19,749	20,006	20,006
	(1) 動力費	378,941	383,665	368,089	371,808	376,999	380,552	384,936	389,338	394,215	397,383	401,418	405,461	405,461
	(2) 修繕費	4,722	4,793	4,865	4,938	5,012	5,087	5,163	5,240	5,319	5,399	5,480	5,562	5,562
支出	6. その他	374,119	378,872	363,224	366,870	371,987	375,465	379,773	384,098	388,896	391,984	395,938	399,899	399,899
	(1) 減価償却費	841,053	854,595	868,969	880,081	891,076	898,571	902,155	890,107	900,647	899,982	876,608	887,692	887,692
	(2) 営業外費用	115,088	107,859	112,662	116,605	119,400	122,745	127,326	134,955	140,816	147,596	154,563	161,655	161,655
流出	7. 支払利息	112,317	104,746	109,502	113,397	116,144	119,441	123,972	130,651	137,361	144,089	151,003	158,042	158,042
	(1) その他	2,771	3,113	3,160	3,208	3,256	3,304	3,354	3,404	3,455	3,507	3,560	3,613	3,613
	(2) 支払利息	1,373,904	1,386,796	1,397,793	1,417,192	1,436,806	1,451,841	1,465,039	1,487,800	1,464,780	1,487,625	1,497,583	1,485,896	1,508,808
流出	8. 常損	124,085	105,501	117,199	113,306	9,718	3,667	49,417	37,951	27,940	18,412	8,579	51,235	51,235
	(1) 利益	149	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
	(2) 損失	△149	△190	△190	△190	△190	△190	△190	△190	△190	△190	△190	△190	△190
流出	9. 特別損益	123,936	105,311	117,009	113,116	9,528	3,477	49,227	37,761	27,750	18,222	8,389	51,045	51,045
	(1) 純利益	127,483	251,419	356,730	473,739	586,855	596,383	599,860	649,087	686,848	714,598	732,820	741,209	741,209
	(2) 剰余金	1,113,556	721,676	765,579	801,256	820,789	828,532	865,597	893,808	904,478	497,672	473,938	484,655	484,655
流出	10. うち未償負債	141,077	144,124	144,079	144,079	140,879	139,756	127,964	126,630	125,141	124,362	123,264	114,296	114,296
	(1) うち建設改良費	882,234	879,100	882,234	882,183	877,728	867,810	748,066	832,042	802,082	771,726	750,977	730,228	730,228
	(2) うち一時借入金	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573	197,573
流出	11. うち未払金	405,355	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	(1) 未払金	405,355	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	(2) 未払金	405,355	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
流出	12. 累積欠損率	(A)-(B)												
	(1) 不足	722,236	707,812	709,612	710,957	735,487	741,908	805,084	814,627	825,190	831,330	839,654	899,654	900,840
	(2) 超過													
流出	13. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した													
	(1) 不足													
	(2) 超過													
流出	14. 健全化法施行令第6条により算定した													
	(1) 不足													
	(2) 超過													
流出	15. 健全化法施行令第16条により算定した													
	(1) 不足													
	(2) 超過													
流出	16. 健全化法施行令第17条により算定した													
	(1) 不足													
	(2) 超過													
流出	17. 健全化法施行令第22条により算定した													
	(1) 不足													
	(2) 超過													

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		744,900	151,400			300,000	812,233	703,367	695,931	747,195	841,928	823,532	811,311	787,266
資本的収入	1. 企業標準化償還金	105,980	300,000	107,282	107,833	107,420	105,883	99,137	94,275	87,523	79,830	72,051	65,208	65,124
	2. 他会計補助金	400,000	385,559	237,667	358,288			311,304	209,564	209,564	209,564	209,564	209,564	209,564
	3. 国(都道府県)補助金	5,296												
	4. 他会計負担金													
資本的支出	1. 建設改良費	1,549,567	1,395,941	1,157,733	1,169,075	1,163,336	1,157,636	1,145,767	1,120,619	1,120,619	1,100,705	1,068,881	1,037,172	1,021,405
	2. 他会計長期借入返還金	23,093												
資本的収入	(A)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,526,474	1,395,941	1,157,733	1,169,075	1,163,336	1,157,636	1,145,767	1,120,619	1,120,619	1,100,705	1,068,881	1,037,172	1,021,405
	(B)のうちに職員給与費	793,643	1,031,800	789,116	800,872	822,200	834,000	845,976	870,467	858,131	870,467	882,988	895,694	908,591
資本的支出	1. 企業償還金	765,619	767,632	779,100	782,234	782,183	777,728	767,810	748,066	748,066	732,042	702,082	671,726	650,977
	2. 他会計長期借入返還金	400,000										400,000		
補填財源	1. 繰越工事資金	13,400	23,093											
	2. 繰越工事資金	35,345	54,588	44,867	35,451	37,114	42,407	52,145	53,154	53,154	54,179	55,218	56,274	57,345
補填財源	3. 繰越工事資金	433,963	403,591	410,585	414,134	441,152	454,198	468,127	485,687	485,687	501,915	916,302	530,362	538,279
	4. その他													
補填財源	(E)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,960,437	1,799,532	1,569,318	1,583,209	1,604,488	1,611,834	1,613,994	1,603,306	1,603,306	1,602,620	1,985,183	1,567,534	1,559,684
	(F)のうちに職員給与費	433,963	403,591	410,585	414,134	441,152	454,198	468,127	485,687	485,687	501,915	916,302	530,362	538,279
補填財源	1. 繰越工事資金	385,218	325,910	365,718	378,683	404,038	411,791	415,982	432,533	432,533	447,736	861,084	474,088	480,934
	2. 繰越工事資金	13,400	23,093											
補填財源	3. 繰越工事資金	35,345	54,588	44,867	35,451	37,114	42,407	52,145	53,154	53,154	54,179	55,218	56,274	57,345
	4. その他	433,963	403,591	410,585	414,134	441,152	454,198	468,127	485,687	485,687	501,915	916,302	530,362	538,279
補填財源	(E)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	(F)のうちに職員給与費	12,618,338	12,753,806	12,786,939	12,708,072	12,621,820	12,591,287	12,665,405	12,740,871	12,740,871	12,820,140	12,905,324	12,995,998	13,091,738

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		327,262	94,499			321,241	322,755	326,323	334,278	335,666	337,549	339,891	342,251	344,396
収益的収支分	1. うち基準内繰入金	232,763	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305	227,305
	2. うち基準外繰入金	105,980	107,282	107,833	107,833	107,420	105,883	99,137	94,275	87,523	79,830	72,051	65,208	65,124
資本的収支分	1. うち基準内繰入金	105,980	107,282	107,833	107,833	107,420	105,883	99,137	94,275	87,523	79,830	72,051	65,208	65,124
	2. うち基準外繰入金	433,242	428,523	430,588	433,743	440,161	434,803	431,824	427,414	422,081	416,447	412,042	414,505	414,505

○他会計繰入金

原価計算表

供用開始年月日 昭和 58 年
 処理区域内人口 61,031人
 計算期間 自R7年4月至R11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	662,779	657,674		657,674
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	588,211	615,450	615,450	0
合 計	1,250,990	1,273,124	615,450	657,674

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給料			0	
	諸手当			0	
	福利費			0	
	修繕費	4,722	4,975		4,975
	材料費				0
	路面復旧費				0
委託料	17,715	18,665	5,369	13,296	
その他の	13,121	6,825		6,825	
小計	35,558	30,465	5,369	25,096	
一般管理費	人件費				
	給料	21,967	27,954		
	諸手当	13,551	14,179	10,540	17,414
	福利費	6,581	6,886		
	流域下水道管理運営費負担金	301,205	299,540	17,698	281,842
委託料	37,833	39,862		39,862	
その他の	4,240	4,495		4,495	
小計	385,377	392,916	28,238	364,678	
資本費	支払利息	111,917	114,621		
	減価償却費	841,053	884,674	581,843	417,453
	企業債取扱諸費	0			0
小計	952,970	999,295	581,843	417,453	
合 計 (Y)	1,373,905	1,422,676	615,450	807,226	

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	807,226

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.81$

<使用料水準についての説明>

投資・財政計画計上額(A)欄及び公費負担分(B)欄は、計算期間(令和7~10年度)における平均値を記載している。繰入基準に基づく繰入金及び長期前受金を公費負担分(B)欄に記載している。

上記算定の結果は、対象経費に対する料金収入の割合が約81%となり、料金収入が不足している状況である。上記算定の結果、現状の使用料水準では計算期間における対象経費を賚っていないことから、ロードマップに記載の使用料改定の検討や支出削減の取組みを行うことで、経費回収率の改善を図る。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和4年度決算）

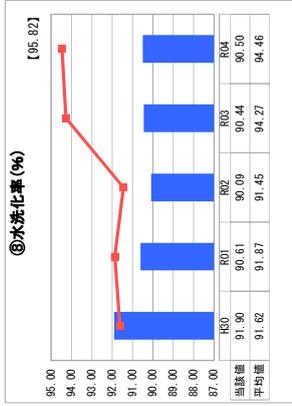
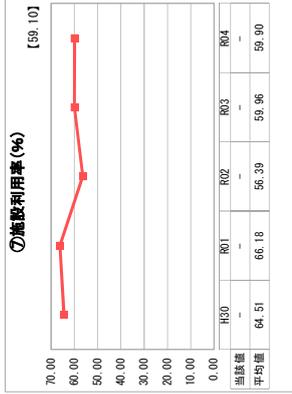
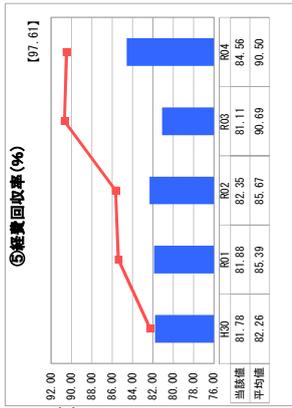
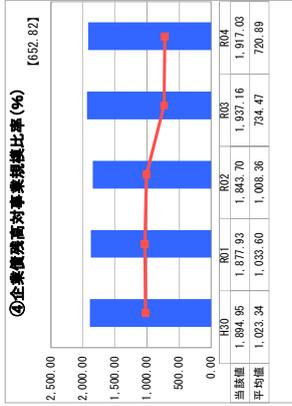
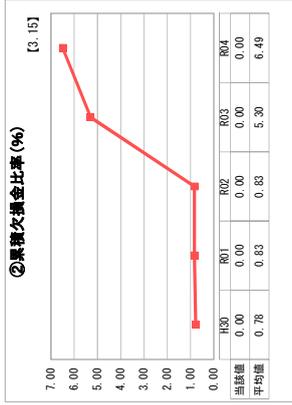
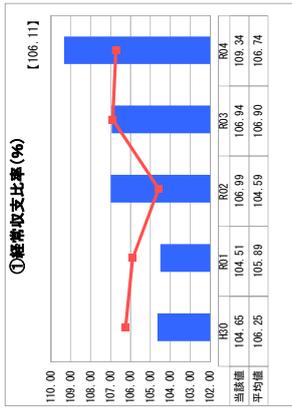
奈良県 香芝市

業務名	業務名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置	78,782	24.26	3,247.40
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり産廃料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	49.38	77.70	87.76	2,640	61,124	8.53	7,165.77

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 平成30年度より地方公営企業法を適用している。
 類似団体区分が令和4年度よりBcからBc1へ変更になっている。(費用のうち利用開始30年以上に遡る)。
 ①「経常収支比率」は、費用科目や一般会計からの繰入金等の取返で維持管理費などの程度削減しているかを示す指標である。我が市では100%以上となっており、収支が黒字であることを示している。
 ②「累積欠損金比率」は、流動負債に対する流動資産の割合を示す指標である。100%未満であるが、流動負債には主に「支払戻付金」が生じないため、流動負債に占める割合は低く、資金不足は発生していない。
 ③「流動比率」は、流動負債に対する流動資産の割合を示す指標である。我が市では100%未満であるが、流動負債には主に「支払戻付金」が生じないため、流動負債に占める割合は低く、資金不足は発生していない。
 ④「企業価値増対事業規模比率」は、料金収入に対する企業価値増対事業の規模を示す指標である。普及促進に伴う設備投資が今後も見込まれており、今後は料金改定等についても検討が必要である。
 ⑤「経費回収率」は、費用科目で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標である。現状では100%未満で、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により一層行っていく。
 ⑥「汚水処理原価」は、有収水量1mあたりの汚水処理に要した費用である。汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた費用で構成している。引き継ぎ原価低減に努め、経費回収率の向上を図る。
 ⑦「施設利用率」は、現在処理区域内人口のうち、下水道を使用している人口の割合を表した指標である。本市は普及促進により下水道の新築促進により利用地域が普及し母数が増加するため、水洗化率自体は伸びにくい傾向にある。新築促進率を増加している。
 ⑧「水洗化率」は、有収水量1mあたりの汚水処理に要した費用を、現在処理区域内人口のうち、下水道を使用している人口の割合で表した指標である。本市は普及促進により下水道の新築促進により利用地域が普及し母数が増加するため、水洗化率自体は伸びにくい傾向にある。新築促進率を増加している。

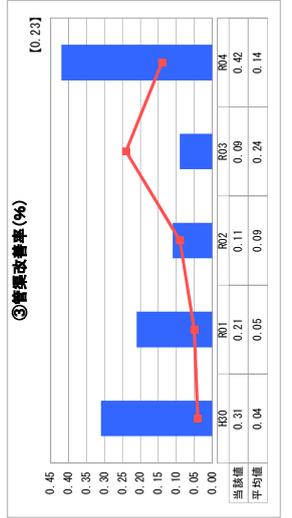
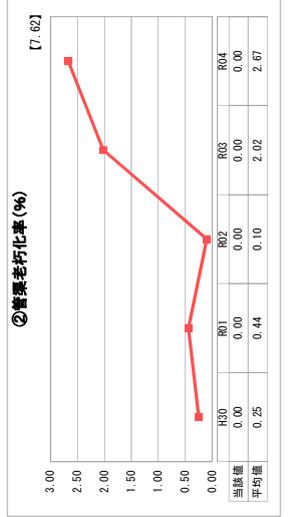
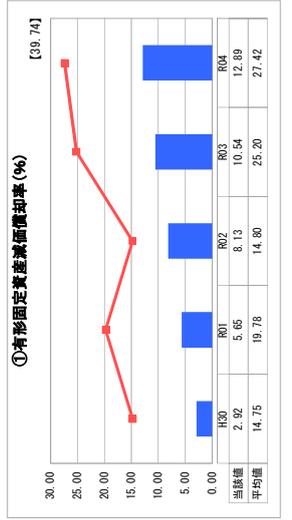
2. 老朽化の状況について

①「有形固定資産償却率」は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標である。類似団体平均と比べ低値となっている。法定耐用年数に資産を再評価し再取得した影響によるもので今後も上昇が見込まれる。
 ②「管渠改善率」は、当該年度に改善した管渠延長の割合を表した指標である。当該年度に改善した管渠の割合を定額期率において、改善対象となった管渠を修正してより、令和4年度については増加している。今後も定期更新の結果改善率は、改善の対象となる管渠が増加する可能性がある。
 本市の公共下水道普及率は、令和4年度において77.7%であるため、引き続き整備を行う必要があり、新設施設の整備と今後において増加する老朽化施設の改善のバランスを踏まえ、適宜経営計画や投資計画の見直しを行って健全な事業経営を行っていく必要がある。

全体総括

経営の健全性において、類似団体と比較して本市は経費回収率が低く、また、企業価値増対事業規模比率については、平均値よりも高くなっており、今後、料金改定等についても検討する必要があると考えます。
 また、本市は普及促進により、新規の下水道整備を行っていく必要があり、引き続き経費改善への対策事業を、事業費等を踏まえたと効率的・効果的な事業経営を行っていくように努めます。

2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法非適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出しています。